

# 委 託 契 約 書

徳島県（以下「甲」という。）と受託者落札業者（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務名 食品・生活衛生施設管理システムの運用保守・維持管理委託業務
- （2）委託業務の内容 別紙1の仕様書のとおり

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。  
2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金 円とする（うち消費税及び地方消費税の額金 円）。  
2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（成果品の納入期限）

第7条 乙は、仕様書に定める成果品を、仕様書に記載の期日までに甲に納入するものとする。

（成果品の受渡し等）

第8条 委託業務に係る資料及び成果品の受渡しは、甲の事務所において行うものとし、乙は、その運搬に要する費用を負担するものとする。

（契約の内容変更）

第9条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。  
2 前項の規定による契約内容の変更、物価の変動又はその他特別の事情等により委託料の額が著しく不当となったときは、その実情に応じ、甲乙協議の上、委託料の額を変更することができるものとする。

（委託業務の完了報告）

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了後速やかに甲が指定する様式による委託業務完了報告書を甲に提出するものとする。

（検査等）

第11条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、

検査しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。
- 3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、成果品について、契約の内容に適合しないことが認められる場合、乙に対し、委託業務完了後1年間はその修正を求めることができるものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(委託料の支払)

- 第13条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。
- 2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第14条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利の帰属)

- 第15条 委託業務により作成された成果品に係る著作権及び所有権は、甲に帰属するものとする。
- 2 前項に規定する著作権には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含むものとする。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約解除等)

- 第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
  - (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
  - (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
  - (5) 契約条項に違反したとき。
  - (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。
  - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。
  - 4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた

ときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の停止)

第19条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の執行を停止することができる。

(秘密の保持)

第20条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(情報セキュリティ)

第21条 乙は、この契約による業務を処理するための情報セキュリティ対策については、別紙2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の取扱い)

第22条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙3「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(成果品の複写等の禁止)

第23条 乙は、甲が指示する以外に、成果品を複写し、又は複製してはならない。

(報告)

第24条 乙は、委託業務において事故が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 徳島県  
徳島県知事 後藤田 正純

乙